函 保 予 令和6年(2024年)10月31日

報道機関各位

市立函館保健所保健予防課長

市内における「手足口病」流行状況について

当保健所では、市内の定点指定医療機関から感染症の発生状況を定期的に報告いただき定点観測を行っております。手足口病が令和6年第43週の報告(速報値)において警報継続となりましたのでお知らせいたします。

記

1 手足口病報告状況

1 /2 1 / / / / / / / / / / / / / / / / /			
区分	報告数	定点あたり	警報
報告週	(人)	報告数(人)	注意報
令和6年 第28週 (7/8~7/14)	10	1.67	
第29週 (7/15~7/21)	31	5. 17	警報発令
第30週 (7/22~7/28)	49	8. 17	警報継続
第31週 (7/29~8/4)	65	10.83	警報継続
第32週 (8/5~8/11)	124	20.67	警報継続
第33週(8/12~8/18)	108	21.60	警報継続
第34週 (8/19~8/25)	79	13. 17	警報継続
第35週 (8/26~9/1)	100	16.67	警報継続
第36週 (9/2~9/8)	52	8.67	警報継続
第37週 (9/9~9/15)	48	8.00	警報継続
第38週 (9/16~9/22)	35	5.83	警報継続
第39週 (9/23~9/29)	13	2.17	警報継続
第40週 (9/30~10/6)	34	5. 67	警報継続
第41週(10/7~10/13)	32	5. 33	警報継続
第42週(10/14~ 10/20)	27	4. 50	警報継続
第43週(10/21~ 10/27)	17	2.83	警報継続

定点医療機関数:6ヵ所

※基準値 警報開始基準値 定点あたり報告数 5.00人

警報終息基準値 定点あたり報告数2.00

警報発令となった場合は終息基準値を下回るまで継続します。

2 予防について

手足口病は、咳、くしゃみ、唾などの飛沫とともに放出されたウイルスが、口・鼻・のどや目の結膜などに侵入する飛沫感染、水疱や便の中に含まれるウイルスが付着した飲食物などに触れたり、口にすることによって感染する経口、接触感染により発症します。

予防策としては、オムツ等の排泄物の処理後など、日ごろから流水と 石けんによる手洗いを行い、タオルの共用を避けることなどが有効で す。 全国,全道の発生状況につきましては下記のホームページで確認できます。

感染症疫学センター (国立感染症研究所) http://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html

北海道感染症情報センター(北海道立衛生研究所) http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html

感染症・難病担当TEL 32-1540FAX 32-1526